シンポジウム

#### 地域主権時代の地方議会のあり方

The 21st Century Public Policy Institute

## 第8回シンポジウム(2011年5月16日開催)

基調講演

地域主権時代の展望…………

前神奈川県知事

報告

都道府県議会等の役割に関する実態調査

地域開発研究所主任研究員

松沢成文

牧瀬

稔

32

<u>3</u>3

2

# 

【パネリスト】 前神奈川県知事 地域主権時代の地方議会のあり方

三重県議会議員

法政大学法学部教授

地域開発研究所主任研究員 同志社大学大学院総合政策科学研究科教授

【モデレータ】

前佐賀市長

松沢成文

廣瀬克哉 中嶋年規

新川達郎

牧瀬 稔

木下敏之

57

#### ごあいさつ

た動きが速やかに進み、経済・社会が一日も早く活力を取り戻すことが求められて ましたが、いまだ多くの方が避難所生活を余儀なくされており、復旧、 三月十一日に未曾有の被害をもたらした大震災が発生して2カ月あまりが経過し 21世紀政策研究所は、 活動をより一層強化し、日本復興の一助となるよう 復興に向け

ク能力や政策立案能力に対する厳しい指摘もある一方、 おります。近年、地方自治体と住民意思との乖離、地方議会の行政に対するチェッ 不可欠であり、 努めてまいります。 長期低迷を続けるわが国経済に活力を取り戻すうえで、 中央集権体制から地方分権・地域主権型社会への転換が求められて 市町村合併や政令市の増加 地域経済の再生は

などを背景に、 住民に身近な基礎自治体とは対照的に、 都道府県の存在意義も問わ

令指定都市議会等への実態調査を実施し、 するとともに、 このような問題意識の下、 広域化が求められる地方議会の将来展望について検討してまいりま 地域開発研究所の協力を得て、 地方議会をめぐる現状とその課題を分析 都道府県議会および政

広域化に取り組んでこられた松沢成文 前神奈川県知事にご講演いただきま 今回は 本研究プロジェクトの調査にあたっていただいた地域開発研究所の牧瀬稔 「地域主権時代の地方議会のあり方」というテーマで、さまざまな改革や 続

主任研究員から、本調査についての結果をご報告いただきます。

学大学院教授、 そのあと、 木下敏之 前佐賀市長、中嶋年規 三重県議会議員、 廣瀬克哉 法政大学教授に加わっていただき、これからの地方議会 新川達郎 同志社大

のあり方について、それぞれご専門の立場から、パネルディスカッションを行います。 このシンポジウムが、地域主権と地方議会をめぐる今後の政策論議を活性化させ

#### 二〇一一年五月十六日

る一助となることを祈念いたしております。

21世紀政策研究所理事長 森田富治郎

基調講演

## 地域主権時代の展望

前神奈川県知事

松沢成文

#### マニフェスト改革の紆余曲折

て自分の思い描いていた改革を行政の立場でやってみたいと思って、県知事になり まで務めました。その後、国政に出て、衆議院議員を務めた後、もう1回地方に帰っ 私が最初に政治の道に入ったのは20歳で神奈川県議会議員になったときで、

まして、

2期8年で退任しました。

そういうことで今回2期で勇退したわけです。 す。これをつくりましたので、知事も長くはやってはいけないと思っていました。 がなったとしても3期12年しかできないという条例ですので、民主政治のルールで 神奈川だけですが、私はこれをつくった張本人であります。知事多選自粛条例とい うものは10か20の自治体にあります。自粛というのは本人の政治的なスタンスです 退任した経緯はいろいろありました。 多選禁止条例は、これから神奈川県知事はどんな人気者でも、どんなに若い人 知事多選禁止条例を持っているのは全国で

改革を進めてきました。 出しました。そして、1年目、2年目、3年目と任期満了に向けて、 具体的な政策を打ち出しました。当選したら、1年目、2年目、3年目と外部の評 て、県民の皆さんにご判断をいただく。こうしたマニフェストサイクルと呼ばれる 価委員会から進捗状況をチェックしてもらいました。私の場合は、自己評価も毎年 マニフェストで約束したことがどこまで進んでいるかを毎年チェックして、公表し 私が 私をはじめ何人かの知事が選挙のときにマニフェストを出して、検証可能な 1.知事になった8年前の地方選挙は、マニフェスト改革が注目を集めた選挙で 選挙のときに

体が別にあったり、 限が集中しているからです。その点、国には総理がいるけれども内閣という決定母 事は議会に責任を負うというより、県民から選ばれている執行機関の長であり、 8年たってみて、マニフェスト改革は地方のほうがぐっと進んだと思います。 与党・野党の国会でのバランスを気にしなければ政策を進めら 権 知



んでもないことを勝手にやられて、

県民や市民

ます。ところが、変な知事や市長を選ぶと、と

が知事や市長に集中しています。 可権限、 市民に選ばれたら、予算編成権も人事権、 地方政治の場合は市長でも知事でも一度、 あるいは2期8年でもやれば改革はグッと進み い改革派の知事や市長を選んだら4年間でも、 しないと政策を進められません。 権限が分散しすぎているいまの国政に比べて、 政策の立案権限、執行権限もほとんど

ですから、い

県民、

対抗勢力というものがありまして、ここも気に れなかったり、与党の中でもさまざまな派閥、

は大迷惑ということもあり得ます。

でというルールをつくったほうがいい。もちろん2期目で落選するということもあ 権限が集中しているポストは長期化すると必ず腐敗するから、知事は3期12年ま

ツールの一つがマニフェストであり、それを推進していくことがマニフェスト改革 べきです。つまり、政策中心の選挙、政策中心の政治行政がうまく展開するような 連続当選したとしても3期12年で新しく政権交代をさせて、権力の浄化を進める

選挙でとにかく票を集めたい。ですから、国政の場合は国民に一番人気の出そうな、 道具になっているのです。政策中心の政治・行政をつくるための道具ではなくて、 政におけるマニフェストを出します。このマニフェストが選挙で票を集めるための

ところが、国政のマニフェストはひどいものです。どの政党も総選挙のたびに国

はどうなのかということはまったく考慮せずに、とにかく世論に受けそうな政策を を乱発していきます。それに対して財源はどうなのか、 こんなことをやってくれるならうれしいな、応援するよと言ってもらえそうな政策 あるいは政策同士の整合性

乱発するわけです。

整合性の取れない政策を乱発して、いま民主党は大トラブルに陥っているわけです。 どんどん排気ガスはまき散らしてもいい。とにかく票を入れてほしいと、まったく がかかるのに、財源をどこに求めるかということは、いま言ったら大変なことにな るからと全部後回しです。政策同士の整合性も取れていません。CO゚を削減 します。農家も厳しいでしょうから、所得補償を全部やっていきます。膨大なお金 ったわけです。子どもがいる家庭にはどんどん手当を配ります。高速道路はタダに 前回の総選挙での民主党のマニフェストは、まさしくそういう政策になってしま 道路特定財源は環境税に変えますと言っておきながら、高速道路はタダにして、

部あきらめて、そこに回せということになっています。「震災があったので仕方な ません。選挙に勝つための道具で終わってしまっているということだと思います。 ではないかと思います。それくらい、国政におけるマニフェストは改革になってい 回の震災がなくても、残念ながら民主党のマニフェストは何一つ実現できなったの くマニフェストができなかった」というのが民主党の言い訳かもしれませんが、今 ニフェスト改革の時代は終わった」という雰囲気が、いま蔓延しています。だから、 「マニフェストは使い古された」「結局、うまくいかなかったではないか」「もうマ さらに今回の震災対応で財源が必要だから、マニフェストに使う予定の財源を全

しかし、政策中心の政治あるいは選挙、行政をつくっていくという意味におい

ェンダは同じようなものです。

みんなの党の渡辺喜美代表は「マニフェストという言葉は使わない、みんなの党は

アジェンダという言葉を使うのだ」と格好をつけていますが、マニフェストとアジ

の中で、 この改革は民主政治にとってたいへん重要な改革であり、これからも進めていかな ては、 マニフェスト改革の有効性はあるわけです。これまで地方での8年間の実践 かなりそれを充実させてきた市長や知事がいることがわかりました。 私は、

#### 知事と議会がオープンに議論する

ければいけないのではないかと考えています。

宣言(ローカル・ルール・イレブン)の約束をしました。そのとき周りのスタッフ まの知事と議会の対立を見ていると、内容というよりも松沢に得点をやりたくない は皆、反対しました。条例というのは議会が議決してくれなければできません。い という感情で否決されてしまう可能性もあるのに、マニフェストでこんな条例宣言 2期目の私のマニフェストでは36本の政策に加えて、11本の条例をつくるという条例 私のマニフェスト改革においても、議会とさまざまな対立や議論がありました。

をして大丈夫ですか……と心配してくれました。

す。この中には本当に難しい条例がありました。まず、先ほど言った多選禁止条例 たわけです。 てほしいというだけでなく、 る可能性があるとして、真っ向から反対でした。松沢は気に食わないから早く辞め です。議会は、憲法に抵触する可能性がある、地方自治法や公職選挙法にも抵触す 自慢になりますが、私は2期目の11本の条例を全部成立させることができたので 、神奈川県のルールにするのは反対だという感情もあっ

見解があったら、神奈川県の見解を出せばいいわけです。そして、それらが争って 最後にどちらが正しいかを決めるのは司法です。これが三権分立なのです。 いと言ったら、本当の地方分権は何もできませんよと。憲法や法律に対する総務省 私はそのとき、 議会の皆さんにこう言いました。総務省の見解があるからできな

しかし、多くの地方自治体は、「総務省がこういう見解を出しているから何もで

15 基調講演

ません。 当たりません。法律にも憲法にも多選禁止をしてはいけないとは一言も書いてあり 制が必要なのです。神奈川県も政策法務担当(法律やほかの条例との整合性を研究 きません」と言って終わってしまうのです。ですから、いまの地方には、政策法務 できる専門家)をつくって、神奈川県なりの法解釈をする――これは法律違反には をしっ かり勉強して、 周りの条文から勘案して解釈すると、これはできないでしょうという解釈 総務省や霞が関に負けないような法解釈で理論武装できる体

をいただいて、3回目で議会を通したのです。ですから、こうした議会との議論が 回否決されました。2回目のマニフェストにもう1回入れて、県民の皆さんの支持 て司法の判断で、どちらが正しいかが決まっていくわけです。 今後、多選をする知事が現れたときに、これは条例違反になります。そこで初め この条例も議会で2

をしているだけなのです。ですから、神奈川県はつくってしまいました。

重要だと思います。

営の基本的なあり方、考え方(もちろんそれは法律内でなければいけません)、新 県も地方自治体で地方分権改革を進めていくということであれば、神奈川の自治運 りません。私は県民投票条例も自治基本条例の中に組み込んで、そういう自治基本 しい神奈川県独自の自治の仕組み(多選禁止条例もそうです)を想定しなくてはな としています。ところが、都道府県の場合はまだそれがありませんでした。神奈川 きちんと規定するもので、特に住民と近い多くの基礎自治体でいま、これをやろう 二つ目に、自治基本条例をつくりました。その自治体の自治のあり方を、条例で

議会は議会で議会基本条例をつくるべきだという動きになってきました。 知事の下部組織のように位置づけられてしまうではないかと。二元代表制だから、 つくって、その中に議会のことも組み込まれてしまうと、二元代表制なのに議会が 私は、

条例をつくりました。議会ともさまざま議論がありました。

しかし、そこでいままでの議会と全然違う動きが出てきました。自治基本条例を

基調講演

的な考え方をまとめた条例をつくって、両方を議論して、両方が成立しました。 ていこう」ということで、議会でも議会基本条例、議会のさまざまなあり方、 「それはそうですね、歓迎します。そうであれば、この二つはセットで一緒にやっ

況でした。それで、霞が関の官僚で功成り名を遂げた人を連れてきて、みんなで担 関係がそこでガチガチに対立するよりも、とにかくオール与党体制がいいという状 はないかという考え方でした。これは高度経済成長の賜物だと思います。 だったのです。与野党の対立で知事選をやると、しこりが残ります。議会と知事の いでオール与党の議会と知事の関係をつくれば、波風立たずうまく県政が運べるで 何を言いたいかというと、いままでの知事と議会の関係はほとんどがオール与党

合わせで全部決まっています。最後の議決のところだけを県民に見てもらっても、 ら政治が全然見えません。委員会の議論や本会議の議論の最終方向は、事前 しかし、こういうオール与党体制でやっていたら、主権者である県民の皆さんか の打ち

発止の議論をオープンでやって初めて、 この条例案、この予算案が本当に県民のためになるのかどうか。知事と議会が丁々 県民の皆さんに情報が伝わって、 県民も判

断できるわけです。

を判断 ドがいろいろな条例案を考えて、どんどん議会にぶつけていく。議会も、この条例 ンガン議論できる地方自治体をつくって初めて、民主政治は発展していくし、 が県民代表の立場から見て県民のためになるのか、民主政治の発展につながるのか 癒着してはいけません。だから二元代表制なのです。そういう意味で、 ですから、知事と議会はある意味、対立したほうがいいと思っています。絶対に そうやって議会と首長が県民の前で、 して、 時には否決してもいいと思います。私の条例案はかなり否決されてい 条例案や予算案をオープンな立場でガ 知事のサイ 市民

ていきます。

や県民

.から見て、この地域にはどんな課題があって、どんな議論があるかが伝わっ

#### 中二階としての都道府県政の難しさ

非常に住民との接点が多いところの議論をしていますし、 やでもその情報に触れます。ですから、国政に対しても関心もあるし、興味も出て というような些末な出来事まで毎日マスメディアが情報発信しますから、国民はい れなりに関心があります。また、国政についても、今日、小沢さんが何を言ったか 行政は市民に身近です。役所の窓口がどうかとか、上下水道のあり方がどうかなど、 一番難しいのは都道府県と都道府県議会議員です。市町村議会あるいは市町村の 役場も近いので住民もそ

神奈川県のように政令市が三つあれば、県なんていらないのでないか、という状況 ところが都道府県政は中二階なのです。県は何をやっているのかという感じです。 県議会もそうです。実際、神奈川県は県議会議員はいらないのではないかと

平気で言われるわけです。

改革して、県民の皆さんの参加を促していくということをやっていかないといけな 努力をしないと、 やっています。われわれのほうから県民の皆さんに議論を見せて情報を伝えていく いと思います。 いう状況が続いてしまいます。ですから、ここを能動的に政治家と役所のほうから しかし、 - 神奈川県は2兆円近い予算で、議員も100人いて、いろいろな議論を 一生国民の皆さんは都道府県政に興味を持たない、 関心もないと

#### 議会の議論を活発化させる

ししたいと思います。まず、議会の議論の活性化です。 今日は議会改革についても話があるということで、いくつか私の問題意識をお話

これまでの議会はどちらかといえばオール与党体制の中で根回しばかりで、

21 基調講演

うふうにしていかないといけないので、議会のほうでも議会報告会をやるべきでし なかなかできないから頼むという調子です。これが議会の議員の実態だったのです をつけてほしいとか、この団体が要望しているから頼む、うちの地域のこの道路が プンに議論をしないロビイスト型の議会でした。行政府に働きかけて、ここの予算 政策を議論して、提案して、知事とそれをぶつけ合って政策ができていくとい

りま そこれをもっとやるべきです。 者ある 私はずっと不思議だったのですが、地方議会は参考人招致や公聴会をなかなかや )せん。国会はこれをかなりやっています。法案ができるときに、その利害関係 いは学識経験者を呼んで、 法案に対する意見を聴取しています。 地方議会こ

よう。

に使うのではなくて、 それから、政務調査費が出ているのであれば、それを事務所費とか秘書の人件費 政策情報を集めるために使うべきです。 県民の意識調査を県

ら、反論したくなります。やはり、反論ができないと本当の質疑にはなりません。 文句だけ言われて、質問だけされて、自分の意見をなかなか言わせてくれませんか の仕方も、 がやるのとは違って、議会や会派でやってもいいではないですか。それから、 るぞ」ということで、神奈川県議会も私が知事になるまでは議員立法ゼロでした いいのではないか」という動きがあって然るべきです。私も議会と相当対立してき 民代表として、知事や執行部が気づかないところで、「こういう条例をつくったら 知事にも反問権を認める。そうでないと知事はフラストレーションがたまります。 同士で議論をする、これもほとんどなされていません。一問一答の議論、あるいは ですから、条例制定や予算は知事サイドがやるものと考えずに、議会の側からも県 したから、神奈川では「知事があれだけ条例をつくっていくなら、こちらもや また、地方自治法上、条例制定権や予算の修正権は議会にも与えられています。 、質問をするのではなくて議論をする。知事ともそうですが、議会の会派

ものもありますが、この4年間では「がん撲滅条例」や「商店街の活性化条例」な 議会のほうでも政策を議論して、それを条例にしていこうということになって いまは年に二つ、三つと提案されています。もちろん会派の闘いで否決される

議員自身も政策を勉強して、情報を集めて、それを一つの形にする機能と、 影響を与えますから、そこまで議会は責任を持てませんし、大きな修正は予算をつ 査室も充実しました。それと同じような割合で議会事務局の調査課の人数も増やし 修正できるぐらいの能力を持たないといけません。そのために議会の政策形成機能: くる技術をそうとう駆使しないとできないので、まだ修正された実績はありません。 毎年、予算の修正の議論もあります。ただ、修正をすると、執行に非常に大きな ?の政策形成機能を充実させないといけません。私が知事になって、知事室の調 )かし、この点についても、知事の予算に大きな問題があるとなったら、議会も 議会事

ました。 それから、 政策法務担当を議会事務局に置こうということで、 いま進めて

#### 議長のリーダーシップを高める

偉い人は副議長です。しかし、神奈川県議会の場合は、その正副議長が毎年たらい 長を代えるのです。 るのです。本当に実力のある議員はほかにいて、順番で議長の肩書を回すために議 回しで代わるのです。つまり、 プがどこにあるか全然わからない点です。議会で一番偉い人は議長です。2番目に 私が知事になってもう一つ議会との交渉で難しかったのは、議会のリーダーシッ 元議長という肩書を付与するために毎年議長が代わ

である議長と私が話せば全部決まるのかと言えば、それができないのです。 ですから、知事と議会が最後のギリギリの交渉になったときに、議会のリーダー 結局、

談します。議長は議会のリーダーのはずなのに、議会と行ったり来たりする連絡係 議長が、「いやいや、知事、ここでは決められませんので、ちょっと時間をください」 と議会と何往復もして、長老議員と相談して、 あるいは会派の団長や政調会長と相

になっているのです。これでは交渉できません。

外にするか。 を決めようではないかと交渉したのですが、議長は団との間を何往復もしないとま 最後は妥協しないと通りませんでした。そのときに罰則を削るか、小さいお店を例 れを受けて一部の議員たちも、この条例をつぶすためにものすごく反対しました。 分煙にするという条例で、パチンコ業界から飲食業界から、大変な反対でした。そ ったく決定権はないわけです。 例えば、神奈川県で受動喫煙防止条例をつくりました。公共的な場を禁煙か完全 こういう最後のギリギリの交渉を、私と議長は徹夜してでもこの条例

地方自治法上、

議長をたらい回しにするのは法律違反なのです。「議長の任期は

ある意味で議会のボスになるかもしれませんが、きちんと議会をまとめられるリー のです。そこは地方自治法の精神にのっとって議長を4年やらせたらいいのです。 して、前の人が辞めたので次の議長を選びましょうということで毎年議長が代わる 4年とする」と書いてあります。しかし、1年たつと一身上の都合で皆、辞表を出

ダーになってもらわないと困ります。

党の中にも賛成派・反対派がいます。ある意味、これは個人の倫理に対する問題だ す。そうしたら、すごいリーダーシップを持てるのです。例えば党派性には関係が ない生命倫理やたばこのような健康問題に関係する条例案は、自民党の中にも民主 一つ提案したいのは、議長が条例案の採決の方法を決められるようにすることで 党議拘束を外そうという権限を議長が持てるようになれば、これは変わりま

いままでは自民党はたばこの条例案は反対だと賛成派の議員をギュウギュウに押

ぜあの条例に反対したのだ」と、当然、健康重視派は迫るわけです。そうすると、 さえつけて、党議拘束をかけて反対します。賛成派の議員が選挙区に帰ると、「な

議員は必ず言い訳を始める。「実は私も賛成だったのだけれども、会派に所属して です……」。こういう言い訳をして逃げるわけです。 いるから、会派で絶対に反対だと党議拘束がかかったのでどうしようもなかったの

のすごく高まります。こういう議会のリーダーシップを確立する改革が必要だと思 けるのかかけないのかそのやり方を議長権限にしたら、議長のリーダーシップはも そうであれば、 誰が賛成したか誰が反対したかも公開し、あるいは党議拘束をか

#### 報酬と議員定員の議論は落ち着いて

それから、 首長報酬、 議員報酬、議員定数については、昨今のポピュリズム的な 会議員が入ってもいいと思いますが、30人、40人の県民代表の審議会をつくっては 議会で多数を占めたら議員は半分にします」などと、世論の支持を得たいがために、 意見を県政に伝えたり、政策提案をしたり、いろいろな職責を果たしています。そ 発想でこの問題をワン・イシューのように持ち出すのは反対です。やはり、 が、ここに県民代表、学識者あるいは経済界の代表、労働界の代表、 も当然わかります。しかし、それを選挙のときのテーマに使って、「私が知事になっ の報酬 り副知 できないようなことを一方的に言って票を集めるのは問題だと思います。 たら給与は返上します」とか「退職金は全額返上します」、あるいは「われわれが この問題を解決する一つの方法は、特別職の報酬審議会がどの県にもあるのです その中で重責を果たしているわけです。議員も県民代表としてきちんと県民の は税金から出ているわけですから、多すぎるとか贅沢だという意見があるの 事には、 それだけの行政権限に応じた大きな責任があるしプレッシャー その中に県議 知事な もあ

本当にポピュリズムに走ってしまいます。ですから、そのあたりはもう少し落ち着 議論して、そこで答申を出してもらって、それに基づいて決めていく。選挙のたび ある に議員報酬と議員定員を道具にして、議員が半減したり給与が半減したりしたら、 の責任度はどれぐらいだから、これぐらいのバランスでいいのか。これをしっかり いいのか。民間企業の同じような責任を負う人たちの責任度と比べて、知事や市長 `かがでしょうか。そこで知事と議員の報酬はこれぐらいのバランスでいいのか。 いは、 神奈川県知事とほかの県知事の比較を見ても、これぐらいのバランスで

### 議会は、議会改革のマニフェストを

いた議論が必要ではないかと思います。

と思います。 「議会マニフェストはなじまない」とよく言われます。それも一理ある 知事の場合は執行権を持っているので、予算をつくったり条例を提案

です。 員になったら議員の数を半分にします」などと言う政党もありますが、できるわけ 100人議員がいたら100分の1しか権限がないわけです。ですから、「私が議 なったらこれをやります」というマニフェストはつくりにくいし、合議制ですから、 したりして、そこに自分のマニフェストで約束したことをきちんと盛り込めるわけ 議会は執行権はなくて議決権だけですから、政策的なことで「私が議員に

議会は、そういう政策的なマニフェストは難しいかもしれませんが、議会改革の

がありません。

部こうしてみせる」というのは独裁になってしまいます。議会改革のマニフェスト マニフェストは議会でなければできません。二元代表制ですから、私が「議会を全

を、それも個人の議員が出すのではなくて、できれば会派あるいは政党の支部で、 いは、「こういう議員提案の条例に挑戦していきます」というマニフェストは出せ 「私たちが県議会で多数党になったらこのような議会改革をやっていきます」、ある

るわけです。

の皆さんにフィードバックしていく。こういうことをしっかりやっていかないと、 そのマニフェストがどこまで進んだかということを議会の報告会を開いて、

なかなか議会に対する信頼は生まれないと思います。

ないと思っているところです。 民の皆さんに情報提供して参加も促していく。こういう改革をしていかないといけ を提案し、選挙で信任を得て進めていく、そうした過程を全部オープンにして、県 方政治の中では知事や市長も議会もしっかりと政策を見えるようにして、その政策 そういう意味では、マニフェストという言葉は手垢がついてしまいましたが、地

なお、「広域化」については、後ほどパネルディスカッションで触れたいと思い

報告

## に関する実態調査都道府県議会等の役割

地域開発研究所主任研究員

牧瀬 稔

ここではアンケート調査のすべての内容をご報告するのではなく、このあとのパネ ルディスカッションでの議論の素材を提供するという意味で、それに関連するもの 私は今回、アンケート調査とヒアリング調査を中心に担当させていただきました。

#### アンケート調査の結果から

を中心に報告させていただきたいと思います。

治体の議会がカラ出張をしていたことが問題になって、これは全国的にやっている ということで、議会としてはどうなのかと議論になったものです。 い過去4回ぐらいあり、 に登場してきたのかという推移を見たものです。これを見ると、大きな波がだいた 図表1(36ページ)は1995年以降、地方議会という言葉がどの程度マスコミ 第1期が1990年代半ばにかけて起きています。 ある自

続いて2000年前後、議会においても政策立案能力が重要であるということが

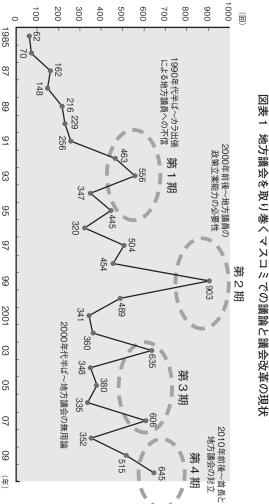


牧瀬氏

ました。

には、 議会がまた注目を集めています。 そして、最近は首長対議会の対立ということで、 議論になりました。そのあと2000年代半ば にリンクしており、統一地方選挙が始まるとマ 要ないのではないかという議論になりました。 務調査費の不正流用が話題になって、議会は必 これをよく見ますと、だいたい統一地方選挙 マッサージチェアを買うというような政

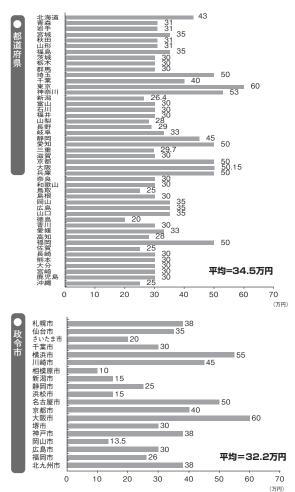
選挙が終わるとまた低くなって、始まるとまた 高まるという流れがあることが調査からわかり スコミの地方議会への注目が高まってきます。



(出所)朝日新聞、産経新聞、毎日新聞、読売新聞の合計

地方議会を取り巻くマスコミでの議論と議会改革の現状

図表2 政務調査費の支給額(1議員当たりの月額)

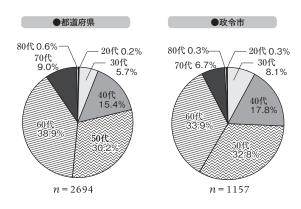


月 34 務調査費を報酬とは別に調査研究費ということでもらっているようです。政令市に るのですが、 おいては大阪市が6万円、一番下が10万円となっています。平均は都道府県が1カ 都道府県に関しては東京都が1カ月6万円、 図表2(37ページ)は、このあと議論になる政務調査費の全国調査の結果です。 ・5万円、 般市においてはほとんどもらっていないという状況です。 政令市が1カ月3・2万円。 一番下でも徳島県が1カ月20万円の政 都道府県や政令市はかなりもらってい

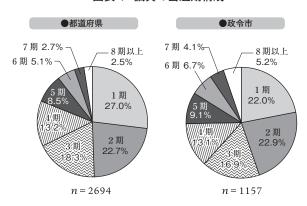
年齢構成ですが、ざっくりいって政令市のほうが年齢は若いという傾向が見てとれ 続 いて議員の年齢構成を調べました(図表3参照)。政令市と都道府県の議員の になれば政務調査費自体がないことが多くなっています。

参照)。 期別に関していうと、都道府県のほうが期数が若い傾向が見てとれます これはどういうことかと言いますと、 市区町村議員を経てから都道府県議 (図表4

図表3 議員の年齢構成



図表4 議員の当選期構成



員になる傾向があるため、期数は少ないのですが、実際は都道府県のほうがベテラ

ンの方が多いという現状があります。

間討議をよく行っているということが見てとれます。 議会基本条例とかなり相関があります。議会基本条例を制定している議会が、 都道府県は19議会が委員会で行っていて、3議会が本会議という状況です。これは いうことですが、政令市は委員会と本会議の比が4議会対4議会ということです。 次の図表5(42ページ)は議員間討議、つまり議員の間で討議をしているのかと

機関が議会に対して質問する権利ですが、現状ではほとんどありません。この点は まだまだ進んでいないという現状です。 一方で、反問権はどうかということです(42ページ図表6参照)。反問権は執行

の数字です。5年間で都道府県は1議会当たり3・3本。一方で政令市は5年間で 先ほど議員提案政策条例の話がありましたが、図表7(43ページ)はその5年間

思います。 く出しておらず、差がかなり激しくなっています。ざっくり平均すると都道府県は 1議会当たり4・6本なので、個人的な意見としてはかなり少ないのではないかと 。たくさん出している議会もあるのですが、出していないところはま った

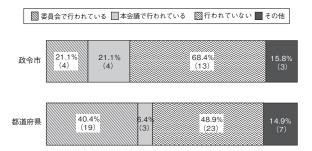
2年に1本、政令市は1年に1本出すという状況になっています。

対して、都道府県および政令市において唯一「経験がある」と答えたのは1県議会 まっていた会期中に終わらなかったので、結果的に日曜日もやることになったとい 図表8(43ページ)の「土曜・日曜・夜間会議はやっていますか」という質問に 茨城県議会です。これは別に意図して行ったのではなくて、たまたま当初決 ヒアリングでは実施する意向もないし、県民からも要望は出ていない

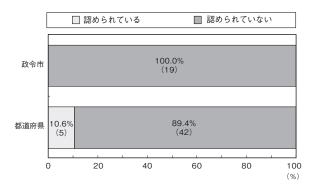
ます。 ただ、規模の小さな自治体では夜間議会、 これは報告書にも書いていますが、一番のネックは、夜間に行うと残業代が あるいは日曜議会が活発に行われてい

報告

図表5 議員間討議について(複数回答)



図表6 反問権について



図表7 議員提案政策条例について(最近5年間)

	都道府県	政令市
政策条例の提案数	154	88
1団体当たり提案数	3.3	4.6

図表8 土曜・日曜・夜間会議について

	都道府県	政令市	
行っている	1	0	
検討している	0	0	
行っていない	46	19	

図表9 現在の議会改革について(複数回答)

団体	都道府県		政令市	
回答	割合	回答数	割合	回答数
議会基本条例を制定している	23.4%	11	15.8%	3
議会基本条例の制定を予定している	10.6%	5	10.5%	2
議会改革推進組織を設置している	44.7%	21	57.9%	11
議員以外の専門家・市民が参加する組 織を設けている	6.4%	3	5.3%	1
議会として研修会・勉強会を開催している	36.2%	17	36.8%	7
インターネットによる議会のライブ中 継を行っている	95.7%	45	26.3%	5
議会に関するホームページの充実を図っている	100.0%	47	100.0%	19
議会として住民との懇談会を開催している	12.8%	6	0.0%	0
議会・議員活動を一定の評価項目を基 本にして評価し、公表している	0.0%	0	0.0%	0
特に行っていない	0.0%	0	0.0%	0
その他	4.3%	2	26.3%	5

<sup>※</sup>母数は都道府県が47団体、政令市は19団体で計算

るいは日曜日の休日出勤費が莫大な額になってしまうため行わないと回答した議会 大量に発生してしまいます。職員も夜間につくわけですから、その間の残業代、 あ

が多々ありました。

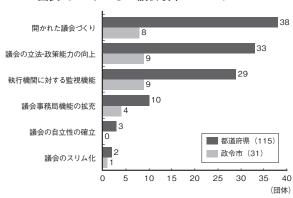
開かれた議会づくりが最も多く、次いで「議会の立法・政策能力の向上」が上位に いて」で、いずれも複数回答です。 図表9 (43ページ)は「現在の議会改革」、図表10が「これからの議会改革につ

平均40人。政令市は33・4人。非正規職員が10人、そのほかに政策条例の立案に携 わったことがある職員が3人ということになっています。 47ページ) 先ほど議会の政策立案を補佐する議会事務局の話もありましたが、図表11 はその職員数を尋ねています。 政令市も都道府県も一緒で、「これから」は 都道府県の議会事務局は1議会当たり 46 5

これが少ないか多いかというのは議論が分かれるのですが、

例えば島根県の執行

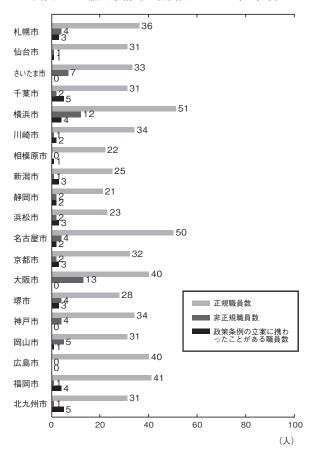
図表10 これからの議会改革について(複数回答)



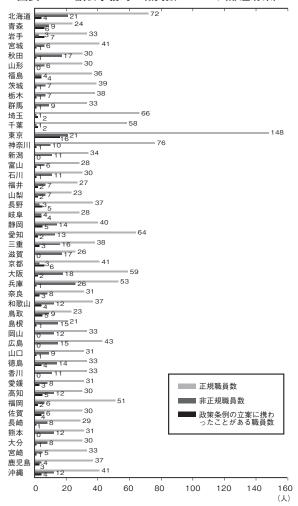
えます。

広域化の話がこのあと出ますが、調査ではう回答がほとんどでした。ているとか、職員を国等に派遣しているといて、ほとんどの議会の回答は、職員研修をしように強化していますか」という質問に対しように強化していますか

図表 11-1 議会事務局の職員数について(政令市)



図表 11-2 議会事務局の職員数について(都道府県)

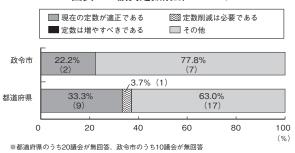


する」とした回答は北海道、愛知県、沖縄県であり、「縮小する」が了議会、そ 制がどうなるかわからないので、そういう状況では回答できない」と答えています。 道州制という言葉でヒアリングを行いました。ほとんどの議会が回答不能、「道州 もほとんど回答してくれないという感じで、今後どうなるかわからないものについ れ以外のほとんどのところは「わからない」という回答でした。ヒアリング調査で いくつか回答をいただいたのですが、プレゼンス(現議会の存在意義)が「拡大

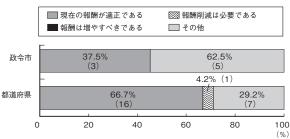
会が回答不能、無回答で回答してもらってもだいたい妥当ではないかという回答結 数は多いですかと聞いて、職員は「少なくしよう」とは言えません。ほとんどの議 ています。これは考えれば当たり前のことで、議会事務局が回答するので、 てはいっさい回答できないというスタンスでした。 図表12は議員定数について聞いております。かなりの回答はだいたい適正となっ 議員の

果です。

### 図表12 議員定数削減について

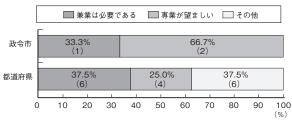


### 図表13 議員報酬について



※都道府県のうち23議会が無回答、政令市のうち11議会が無回答

図表14 議員の兼業について



※都道府県のうち31議会が無回答、政令市のうち16議会が無回答

ついてですが、図12と同様の傾向が見られます。 図表13(4ページ)が議員の報酬について、図表14(40ページ)が議員の兼業に

# ヒアリング調査のまとめから

ているという状況です。 らず、全部で16議会にヒアリングをしています。このヒアリング調査で明らかにな ったことは、議会基本条例を制定している議会が比較的議会改革がスムーズにいっ ここまでがアンケートのざっくりした結果です。そのあと都道府県、政令市に限

県議会があります。 院法制局へ派遣するなど、法務に長けた職員の育成を始めている三重県議会、 議員提案を補佐するため、 専門家を任期付きで雇用することを検討しているさいたま市議会、職員を衆議 議会改革がスムーズにいっているから議会基本条例があるのか、 外部の専門機関や附属機関を活用している三重県議会

公式にだめだということでした。非公式にだめだというところもかなりありました 条例があったほうが、住民に対しての報告会や出前講座等活発な活動も見られます。 議会基本条例ができたからスムーズにいくのか、それはわかりませんが、三重県議 ことからも、ほとんどの議会はまだまだ議会改革が進んでいないということが考え るから受け入れているというのが実態ですから、ヒアリングの受け入れ先が少ない ので、ほとんどの議会が「視察に来ないでくれ」という状況でした。 ところのほうが議会改革がうまく進んでいる傾向は見てとれます。また、議会基本 このような感じで16議会に行ってきたのですが、これ以外に14議会は視察不可、 ヒアリングを受け入れたところは、普段からうまくやっているのです。自信があ 京都府議会、 神奈川県議会、川崎市議会、栗山町議会など議会基本条例がある

## 6つの問題提起

告会の充実について、第3点目は議会マニフェストについて、第4点目は議会事務 問題提起をしました。 局の強化について、 ヒアリング調査結果のまとめを基に、学識者の意見もいただきながら、 第5点目が議会のチェック機関の設置について、 第1点目は議員定数および報酬について、第2点目は議会報 第6点目が広 6点ほど

域化への対応について、それぞれ報告書の中で問題提起しています。

動の専業化を難しくするため、 しまう可能性があるのではないでしょうか。 これはどうかという感じがしております。 第1点目の議員定数および報酬ですが、最近は削減ということがけっこう多く、 あまりにもきつい削減はどうかという感じがします。 議員の担い手や供給源が特定の人たちに固定されて 例えば議員報酬の過度な削減は、議員活 ある程度の削減は必要かもしれません

これに関してヒアリングさせていただいた山梨学院大学の江藤俊昭先生は、

議員定数が決まってくるのではないかということです。確かにそれも一つの基準で 程度の人数がいいかということに対して、議論できる人数とおっしゃっていました。 何名ぐらいからというと、委員会なら7~10名、委員会をいくつつくるかによって

はないかと思います。

たことではなく、その過程すべてを見える化して、つねに住民に発信していく、 と思います。これは議会活動が見えないことに起因しています。そこで、議会活動 の可視化、いわゆる〝見える化〟が重要ではないかということです。議会で議決し 第2点目の議会報告会の充実についてですが、住民から議会への不信が多々ある あ

るいは住民と対話していく。そういう機会がいままで以上にあってもいいのではな

いかと書きました。

フェストというお話がありましたが、それに近い部分があると思います。議会活動 第3点目が議会マニフェストで、先ほど松沢前神奈川県知事から議会改革のマニ

報告

の見える化として、議会マニフェストがあってもいいのではないかと書いておりま

す。

す。 ェストから漏れたものをいかに議会がすくっていくかということも重要だと思いま いま首長がマニフェストを持って地方自治体に入ってきますので、首長のマニフ

には広域化でやっていくということも考えられるでしょう。いずれにしろ議会活動 用してもいいのではないかということです。実際に、鳴門市議会は独自のスタッフ を支える事務局スタッフの強化は極めて重要ではないかと思っております。 を採用しようという動きがあります。独自のスタッフの採用が難しければ、将来的 ってもいいのではないかと書いております。 第4点目として、議会事務局の強化です。具体的には議会が独自のスタッフを採 首長とは別に、漏れたものをすくっていく視点からの、議会マニフェストもあ

第5点目として議会のチェック機関の設置です。最近は議会活動をランキング形

式で評価して発表する動きが活発化していますが、これはほとんど活動指標のラン かという、一歩踏み込んだ成果指標に着目して、議会のランキングを行うチェック この活動指標に加えて、どんなことをやって、どういう結果が出たの

自分のところしかわかりませんので、全国的に他の自治体の議会と比較検討し、チ いまは地域で個別にオンブズマンがチェックしているのですが、オンブズマンは

機関があってもいいのではないかということです。

ェックする全国的な組織があってもいいのではないかと思います。 最後に広域化への対応です。執行機関レベルではかなり連携の広域化が活発化し

動いているので、それに伴って議会も広域化して、お互いに補完していくといいの りませんでした。「広域化はどうですか」と聞くと、「いいね」とは言うのですが、 ているのですが、アンケート調査やヒアリング調査では広域化に対しての議論はあ 「実施してはどうですか」と言うと、それはできないという状況です。執行機関が

報告

ではないかという感じがしております。

3~4割をどうするかという議論なので、似ている部分を共有化したほうが効率が 条例などを提案する際にも、A議会とB議会は6~7割ぐらい似ていて、 残りの

いいし、議会の強化につながっていきます。そういう意味でも広域化への対応も

あっていいのではないかということを議論しております。

## パネルディスカッション

# 地域主権時代の地方議会のあり方

【パネリスト】前神奈川県知事

法政大学法学部教授

三重県議会議員

同志社大学大学院総合政策科学研究科教授

新川達郎

廣瀬克哉

中嶋年規

松沢成文

地域開発研究所主任研究員

【モデレータ】 前佐賀市長

牧瀬

稔

木下敏之

議会は本当に大事だと思うようになりました。ご参加の皆さんは企業の方と自治体 否決されておりました。ただ、その後いろいろ議会のことを勉強するにしたがって、 さんにお伝えできればと思っております。 や議会関係の方が半々ぐらいかと思いますが、何か一つでもプラスになることを皆 り激しく議論をしたほうでございます。1回の議会でだいたい一つは条例や議案を 私はいまから5年ほど前に佐賀市の市長を務めておりまして、議会とはかな

ていただきたいと思っております。 今回のパネルディスカッションでは、後半はいままでになかった議論を少しさせ

懸命推進している経団連ならではのシンポジウムにしてはどうかと考え、道州制が だということでだいたい終わってしまいます。そういうことよりも、道州制を一生 料が高いとか人数が多いとか、議会報告会をもっとやって住民に意見を伝えるべき このような議会改革についての議論はいろいろなところで行われていますが、給



形で選んでいくのか、

っております。

道議会議員についてはどういう

小選挙区で選ぶのか、

旧

いいのかという議論をさせていただきたいと思

木下氏

その前にまず報告書を基に、特に議会事務局ことと思っております。して選んでいくのか。そうした議論はまだ深も九州であれば九州ブロックということで一括都道府県単位のブロック制で選ぶのか、それと

は道議会議員はどのような形で選ばれたほうがらいいのかという議論を少しだけ行い、さらに実現するとしたら道知事はどのように選ばれた

議会のチェック機関の設置について、前半少し議論をさせていただければ

と思います。

ぞれ事務局職員が張りついておりますが、 ような、本当に危ない情報を伝える議会事務局の職員は執行部に戻ってこられませ 事務局の職員は人事権がある市長のほうを向いておりました。議員が質問しやすい かなかおわかりにならなかったと思います。議会事務局の強化とは、議会にはそれ 議会において一般質問席を設け、市長に向かって質問する)という話について、 企業から参加されている方々は、おそらく議会事務局の強化とか一問一答制(市 私が佐賀の市長をしているときも、

ろは、まだまだたくさんの議論があろうかと思います。 そういうことも踏まえて、議会事務局をどのように強化していくのかというとこ あまりやりすぎると出世に差し障るというのが実態です。

まず現役の県会議員である中嶋さんに議会事務局の強化についてご意見をいただ



中嶋氏

## ます。 非常に時間外勤務が多く、もっと人数を増やし だと思っています。いま三重県議会の事務局は 部分のみならず政策法務のサポートも十二分に タッフがいますが、本当によく働いてくれてい てほしいということを議会としても求めている を議員のほうが活かせていないというのが実態 していただいているのですが、 三重県議会の議会改革 議員の普段の活動の秘書的な役割という 私ども三重県議会には事務局に37名のス

ければと思います。

中嶋

残念ながらそれ

のですが、なかなかそうなっていません。

は、 わけです。 ない職員が行く、というのがこれまでの通例でした。その内示を受けるということ の内示が出ると、「うわあ、かなわんなあ」と思いました。 私自身、もともと県職員をしていたのですが、昔は議会事務局へ行くという人事 キャリアパスからいくと、 いよいよ肩を叩かれたかというぐらいの内示だった 議会事務局へはでき

ますが、加えて当時の三重県議会の議長が強くそれを求めました。現在も非常に優 きました。その時点で、逆に議会の事務局へ行ったほうが将来出世できるというキ ャリアパスに変えてもらいました。これは北川元知事の理解のもとであったと思い 平成7年に北川正恭さんが知事になって、そこから三重県も議会改革を進めてい

議会事務局のスタッフとして優秀な職員を送ってもらうことも重要ですが、

秀な職員が、議会事務局へ来ています。

私が提案したいのは、外部の力を借りることも非常に重要だということです。 もかんでも議会事務局の職員ができるわけではありません。 専門的な調査について 何で

はもっと積極的に外部のシンクタンクを使うべきだと思っています。

れによって結果が出れば、 の中で政策提言をしていく、 がいま提案しているのは、 てくれ、 議会として外部人材の登用をするに当たって予算が厳しいというのであれば、 外部の利用 ももっとやりやすくしてくれということを、 会派として政務調査費で外部の人材を一定期間雇 われわれももっと大きな声で議会事務局の職員を増やし 政策法務を強化していくという具体的な行動です。 知事に提案できる そ そ 私

外部職員の起用という話がありましたが、 三重県の場合は特にどういう面が

と思ってお

V) ま

プロパ の職員では弱いと思われているのか、どういう面で外部職員を採用したい

と思われているのでしょうか。

中嶋 職員もいるのですが、専門性という意味においては、 ŧ ホームページ一つとっても、もっと外部の人材や機関を活用できれば、県民が 個人的にはICT(情報通信技術)の関係です。ICTをよく理解している 議会の情報発信の面にお いて

使いやすい情報が出せるのではないかと考えております。

特別委員会に三重県の職員を呼んでどうこうというのではなくて、外部の方にいま 三重県としてどういう支援をすべきかということをお聞きして、それを知事にぶつ ても考えるべきではないか。そのための特別委員会も今回設置いたしますが、その う復興支援ができるのかを知事部局が一生懸命考えていますが、 機動的に提案できるようにならないか。今回、東日本大震災で三重県としてどうい も外部の大学やシンクタンクの皆さんのお知恵を借りて、知事に対抗できる政策を ご評価くださり、 廣瀬先生も議会改革諮問会議という立場で、三重県議会の改革を外部の視点から さまざまな改革への提案をいただいたところですが、政策の面で われわれ議会とし



ける。

それを議場で議論していきたいと思っています。

知事は知事のアイデアがありますので、

廣瀬氏

わらせていただきました。そういう経験を踏ま

いてコメントをさせていただくような形で、

廣瀬 うとちょっとおこがましいのですが、それにつ どのようにお考えでしょうか。 提言の中で、特に議会事務局の強化について、 ありましたが、廣瀬先生は21世紀政策研究所の 議会事務局の強化に向けた人材活用 三重県議会の議会改革のチェック役とい いま中嶋議員から実体験に即したお話が

携

量が増えて、 住んでいる所沢市議会でも、議会改革が動き始めてから議会事務局は非常に業務の 伺いましたが、実はそれ以外の議会、市議会ですと会津若松市議会、あるいは私が えて申しあげますと、議会改革が動いているところの議会事務局はいまたいへん忙 三重県の県の職場の中でももっとも残業が多いところの一つが議会事務局と 従来とは質の違う仕事も増えてきたということで、新しい人材が求め

には議事はこのようにやるということを承知している議事担当の方々は、従来から 何年にこんな事件があって、このときにこういう形で決着がついて、こういうとき 議会の庶務をやることと、特にベテランの職員の中に議事運営にかかるルール、 られているし、量的な拡充も不可欠になってきていると見ています。

うときに、議員が調査から分析から立案、条文を書き下ろすところまでやろうして ところが、最近のようにいろいろな改革を進めると、議会が政策をつくろうとい

政治的 の仕事です。それを行政が動ける形の条例案にまとめあげていくのは立法法務のプ いる議会もあります。これが一番効果的なやり方かどうかという問題はありますが、 口です。こういう政策を具体化していくためのプロの補佐がいるのではないかと思 な判断としてこうあるべきだということを詰めていくのは政治家である議員

ろん議員一人ひとりは自分の支持者の方を中心に住民とのコミュニケーションの ばいいか。どんな形で住民の意見を集約して政策に反映する手立てがあるか。 チャンネルを持っておられますが、政策を責任を持って仕上げるには、自分の支持 うことになると、今度は住民と議会の間のコミュニケーションのプロが必要になり います。 もう一つは、議会報告会や議員と住民の意見交換によって政策立案をしようとい どんな仕組みで意見交換をすればいいか。どんな資料に基づいて議論をすれ もち

住民全体にとってどうか。議会という機関と住

者の方とのパイプだけではなくて、

民総体とのコミュニケーションをどう取っていくのか。

政策のプロについては、ある程度行政とのローテーションは現実問題として避けら 年間サポートしてくださいといった形で、外部人材を使うことが一つかと思います。 策をつくることを補佐していくことが求められているのではないかと思います。 仕組みや、市民参加のいろいろなスキルが最近開発されていますから、こういうも れないし、自分たちの自治体の行政の実務経験がある人が、ある時期には議会に来 れは正職員としてではなく、場合によってはこの政策をつくっていくプロセスを1 のを持っている人が議会のサポート役として、議会が住民の意見を反映してい をどう集約して一番いいところに落とし込んでいくか。そういうまとめ上げていく 後ろの方の役割については外部人材を登用していくことが必要だと思います。こ 住民全体の中にも多様な意見があり、議員の中にも多様な意見があります。それ

その領域の政策について立案のお手伝いをすることも必要かと思います。

局の力を活用していかれると、議会側がイニシアチブを持って行う政策活動にはい 人材をコミュニケーションのエキスパートとして使う。この2本立てで議員が事務 つまり、 政策マンを議会にもローテーションで配置することによる拡充と、 外部

ろいろな可能性が開けてくるのではないかと思います。

用しようという動きがあると思います。それについてはどう思っていらっしゃ かいないと思います。 いという動きがあります。 現実には行政側も執行部側も、 政策法務の関係でも、そのようなプロを議会独自で採用した 小規模の自治体では、いくつかの議会が共同で職員を採 コミュニケーションのプロというのはなかな いま

廣瀬 ではないということです。そこで、県単位の市議会議長会、 とめるのも大変なのに、 共同でというのは有力な選択肢だろうと思います。 一つの県内の市議会・町村議会をまとめることはそう簡単 問題は、一つの議会をま 町村議会議長会でロ

すか。

の時期に別の自治体へということで、県域、県単位で人材のプールを持ちながら、 されながら、 カルシンクタンクを共同設置でつくる。そこで人を雇って、その人が各議会に派遣 いろいろな課題を持っている議会にある時期少し集中して携わり、 次

それを皆で生かしていくのが望ましいのではないかと思います。

## 議会のチェック機関の設置

かと、 木下 次に議会のチェック機関の設置です。本来、議会は行政をチェックする立場 であり、 疑問に思われている方もいらっしゃると思います。 なぜチェック機関に対してわざわざチェックする機関を置く必要があるの

議員の方はちょっと目をつぶっていただいて、行政や議会の現役ではない方に挙手 をお願いしたいと思います。 ここで会場の皆さんに挙手によるアンケートをしてみたいと思います。行政職員、 いままで都道府県議会を傍聴に行ったことがあるとい

う方は手を挙げていただけますか。10人もいらっしゃいませんね。

たことがある方は手を挙げていただけますか。2人いかないですね。 では、少し範囲を広げまして、 市町村議会も含めて地方自治体の議会を見に行っ

でしたが、 都道府県、 たいへん失礼な質問ではありますが、先ほど松沢前知事の講演の中で、中二階の 都道府県議会はいらないのではないかと思っていらっしゃる方は手を挙 都道府県議会はいらないのではないかと言われることもあるというお話

かと思っていらっしゃるようですが、ではなぜそこにチェック機関の設置が必要 知事 がおっしゃっていたように、かなりの方が都道府県議会はいらないのではな

げていただけますか。やはり、いらっしゃいますね。

各オンブズマンが個別にチェックはしていると思いますが、オンブズマンが

だと思われたのか、その補足説明をお願いいたします。

ないところはチェックが野放しになっている現状があると思いました。 いままでは

のですが、チェック機関がないので、「なあなあ」になってきている部分があるの マスコミがいろいろと調べていて政務調査費の不正利用とかカラ出張が見つかった

ではないかという感じがしています。

いてお はな は垂直的なチェック機関があったらどうですかと、 た上でのチェックもあったほうがいいのではないか、 が低いわけです。そうなると、 本来は住民が投票行動でチェックをすればいいのですが、現状ではかなり投票率 ίÌ か。 ります。 できれば各都道府県、 別組織としてチェック機関があったほうが 各市区町村を網羅したようなほかの議会と比較し 問題提起として書かせていただ 横断的なチェック機関あるい ĺ١ ιJ ので

イメージとしては、公的な機関の設置という感じでしょうか。

ンクという話題がありましたので、そこにそういう機能を持たせてもいいのではな 必ずしもそうではありません。ただ、先ほど廣瀬先生からローカルシンクタ

いかと思います。

# 議会監視を三つの主体で考える

さい。

この分野でかなり研究をしていらっしゃる新川先生、ご意見をお聞かせくだ

新川 な役割を担っています。その機関が4年に1度の選挙のときだけ監視を受け、 と、議会そのものは住民の代表機関で、負託を受けて議決をするという非常に重要 いまのチェック機関論を非常に興味深く聞いておりました。 原則論からする 市民

問題だろうと思っています。 の評価を受けるということでよろしいのでしょうかというのが、 おそらく根本的な

またマスコミなどを通じて議論をされ、あるいは市民オンブズマンのような活動を もちろん現実には各議会がさまざまな議会広報などで実質的に自己評価をされ、 73



新川氏

共的な機関、あるいはNPOのような市民活動 団体が評価にかかわっていくということがあり ですから、オンブズマンも含めていろいろな公 権者で評価しようというのは選挙以外には無理 民の側がこれを評価するわけですが、全部の有 あるだろうと思っています。一つは選ぶ側、 基本的に三つの主体レベルで考えていく必要が このような議会監視という観点で、私自身は 議会を監視するという社会全体での機能が不足 される方々が個別に議論をしておられますが、

記していただければと思っています。

しているかもしれない。こういう論点はぜひ明

得るだろうと思っています。

身が議会のパフォーマンスを評価する、その議員の方たちの評価を公表する、 の自己評価をきちんとやっていくことが大事だろうというのが大きな二つ目です。 の通信簿がつくというイメージでしょうか、そういうところが出てきています。こ 二つ目の主要な主体は議会自身です。 いま全国的にもごくわずかですが、 議会自

ちんと全般的な評価を下していくことも大事ではないかと思っています。 た機関として相互に連携しないといけない執行機関の側が、議会の行動についてき 三つ目の主体は、実はこの議会の影響を本当は一番大きく受けて、しかも独立し 執行機関と議会が相互に独立して、しかも一つの地域社会の運営を負託されて 逆に言う

パネルディスカッション

ŧ

思います。ここのところが妙な遠慮の関係で、これまでもたれ合いで運営されてき う一方ではだめなところはきちんとだめ出しをしていく必要があるのではないかと

いるとすれば、お互いによいところは高め合い、協力し合う必要がありますが、

ているのではないかという思いがしております。

価をしていくことに加えて、議員一人ひとり、場合によっては会派についても何が 的な機関を置かれたという試みは注目に値するのではないかと考えています。 この点では議会改革について三重県で廣瀬先生たちをはじめとしたある種の第三者 三者性を、 な監視や評価の基本的な性質を満足させるためにも、 の比較可能性を高めていくことになるのだろうと思っています。そして、そのよう と思っていますけれども、それよりも重要なものは客観性で、それは結局、各議会 このような議会の監視や評価に際して必要ないくつかの条件があるような気がし このような評価をしていくときに、議会そのもののパフォーマンスを監視し、 私自身は、この評価全体を通じてある種の透明性や公開性が当然求められる 自己評価であれ確保していく必要があるのではないかということです。 評価をするときにある種の第

しか監視や評価の目を向けていくことは重要ではないかと思っています。

もちろん

思います。 監査機能 評価のための評価をやっていくと、評価ばかりが重くなってしまいます。 をやたらに重くしても、 そのためにも的確な評価を簡素に効率的にやっていく仕組みが必要で 結局本体はよくならないという議論 はあ 例えば、 ろうかと

的な監査機関のようなものができあがってきたときに、むしろ議会の会計監査だけ を議会の監視についても広げていく余地はあるのではないかと思っています。 ではなくて、 いて広域化や共同機関による監査機能の執行が議論になっています。 この点で最後に一言だけ付け加えておきますと、 パフォーマンス監査もしてもらうという図式もあり得るかもしれ いま地方自治体の監査機能につ こうした方向 全国 ませ

断が的確にされるような情報の提供を、 もちろん最初に強調したように、 最後は有権者の判断です。しかし、 各担い手がきちんとやっていくことが、 有権者の判 併

ん。

77

せて重要ではないかと考えているところです。

りましたが、それについてはどのようなイメージをお持ちでしょうか。 先ほどは、 議会の成果指標について着目していく必要があるという提案があ

新川 活動指標として出しやすい。もう一方では、本当にその議会での議論が政策にどう 社会に貢献するような結果を出せたのかを、どう測るかということだろうと思って んと判断をしようとすれば、大変でしょう。 反映され、それが地域社会にどういう利益をもたらしたのかというところまできち 議会の評価をしていくときに難しいのは、それぞれの議会がどれぐらい地域 単純に議会の活動で、 何時間審議をしたということについては、ある種の

基本条例のような議会改革に向けての試みがどこまで進んだのか。 ている政策に関する条例を議員提案でどこまで議論ができたのか。あるいは、 ただ、当面、そうした成果指標に代わるような指標として、このところ注目され 透明性や住民参

加等を含めて、このようないくつかの評価ポイントは設定できるのではないかと考

# 大切なのは議会情報のオープン化

えています。

執行機関側から議会をチェックしてみたいけれども……という提案もありま

だと思います。 したが、 新川先生に学術的にもすばらしいまとめをしていただいて、私もそのとおり 松沢元知事、いかがでしょうか。 政治的にお話をしますと、 知事や市長にとって議会には予算を通

かく仲よくしたい。こういう政治力学になってしまうので、何も言えなくなります。 たちに嫌われてしまうと、自分は完全にデッドロックに直面してしまうので、とに てもらわなけ 副知事や行政委員の人事に同意してもらわなければいけない。だから、この人 ればいけない。自分の政策的な条例を議決してもらわなければい けな

79

そのうえ、その議員が所属する政党におんぶに抱っこで選挙を応援してもらう。

選挙でもお世話になっている。議決でもお世話になる。こんなにお世話になる人に、

やっているのかと、不満ばかりが残るのです。 す。だから、ここを解決しないと、チェック・アンド・バランスにならないのです。 本音では何を思っていても、厳しいことは言えないという感じになってしまうので し、これでは民主政治は全く発展しません。県民はますます地方議会に対して何を には全然見えないところで談合で政治を動かしてしまうのが一番楽なのです。しか ですから、オール与党体制をつくって、全部「なあなあ」で決めていって、 県民

たり、議会に議論を吹っかけたり、そういうオープン化をする方法をきちんとつく 重要なのは、とにかく情報をオープンにすることです。県民主体で議会に参加し

二つ目には、首長の側からも言うべきことは言うということです。先ほど議員定

数削減の件で、これはパフォーマンスで使ってはいけないと言いましたが、 うとう議会にも言っているのです。 私はそ

せん。これはやはり効率的な政府をつくるというバランスからしておかしいではな に減らしました。それから、神奈川県の市町村議会の議員はやはりこの10年間でト いかと。県議会も最低市町村議会と同じ努力、2割ぐらいは削減するという改革を タルで約2割減っています。唯一県議会だけはこの10年間で1人も減らして この10年間、私が知事になって神奈川県の職員は1万2000人から8000人 いま

発言を何から何までチェックして言ってくるわけです。 はさんできた、とんでもないやつだ、許せないと始まるわけです。議員たちも私の なぜやらないのかと、はっきり記者会見で言いました。 していないなと思ったらバシバシ言いますよと言うわけです。 翌日から烈火のごとく、二元代表制なのに知事が議会に対して口を 私だってあなたたちが改革 これが本当のチェッ

ク・アンド・バランスなのですが、そういう流れになっていないところが問題なの

そういう意味で、知事や行政のやることはメディアも報道しますが、議会がやる

議会の改革はどうなのか。そういう比較も含めてやってもらうということです。 報公開していくことです。それから、メディアです。たまに議員さんに夜飲ませて いみたいなことになってしまいます。いわゆる屋上屋を重ねるということです。で てもらう。メディアは情報収集力もありますから、近県の県議会と比べて神奈川県 はりメディアが一番情報を伝えてくれますから、メディアの皆さんに厳しく批判し もらうと、おかしいと思っていても、あまり厳しい批判は書かなくなるのです。や ことはなかなか報道してくれません。だから、まず議会をオープンに透明化して情 私は議会をチェックするために公的な機関を新たにつくるということには反対で ある意味でボランティア活動をお世話するボランティアを集めなければいけな

のです。 すから、こういうことは情報をオープンにして、民間の機関にお願いするしかない 一つは先ほど言ったマスメディア、あるいはさまざまなNPO団体、

私立高校から高校生県議会議員を選んできます。そして、 権者を育てようということで、毎年夏にハイスクール議会をやって、各県立高校、 れは10年前はまったくなかったことです。いま神奈川県のJCの皆さんは将来の有 ブズマンもそうでしょう。 いう全国運動を始めて、多くの選挙で公開討論会をやるようになってきました。 最近おもしろいのは、青年会議所(JC)が選挙のときに公開討論会をやろうと 夏休みの3~4日使って、

県議会の議場、

うという運動も始まっています。

高校生たちに県庁に来てもらって、議会はどういうことをやるのかを勉強してもら

して、最終日は私との代表質問もあります。このようにして将来の有権者を育てる。

委員会室を使って、高校生たちがテーマを決めて神奈川県の議論

会をチェックしてもらうために、ほかの議会と比べてどんなふうになっているかを ら、この人たちは県政に対する要望もあるでしょう。要望するだけではなくて、 青年会議所、商工会議所、労働組合でもいいです。いろいろな団体がありますか 議

あるところがもっと議会活動をきっちり監視していただくと、だいぶ変わるのでは 確かに前知事のおっしゃるとおり、商工会議所のような議員の当落に影響が

情報公開してもらうことが必要だと思います。

## 議会マニフェストを議論すべき

ないかと私も思います。

中嶋 なり厳しいご質問等をいただく場面がございます。 三重県の場合は、議長が定例記者会見をする中で、マスコミの皆さんからか では、チェックされる側の中嶋議員、いかがでしょうか。 まだやっていらっしゃらない市

皆さんの興味と理解も増えてくるのではないかという思いがあります。 町村議会、都道府県議会はぜひ議長の定例会見をしてください。マスコミの皆さん うえでそういう丁々発止の議論をしてもらうと、三重県議会に対する活動に県民の 知事はこう言う。それに対して議会の代表である議長はこう言う。マスメディアの はそれを客観的にとらえて報道します。先ほど松沢前知事がおっしゃられたように、

ックされて大変なのに、また議会のチェックかというのが本音かと思います。日々 正直なところ、私ども4年に1回選挙をさせていただく身で、選挙だけでもチェ

チェックされている日常を考えると、私が三重県議会へ帰って、やっぱり議会のチ の生活も、 ェック機関は必要だと同僚の皆に言ったら、袋叩きにあうでしょう。 あの議員の一家は何を買って、 晩御飯は何を食べているということまで

ェックしていただくという意味においては、 議会として本当に県民のための活動ができているのかということを広くチ 松沢前知事がおっしゃった議会マニフ 85

ェストのあり方は、三重県議会としてももっと議論するべきではないかと思います。

議会のチェックをするためには、4年間の目標や成果が明確でないとチェックでき 評価ができ、それを公開して皆さんにチェックしていただけるという仕組みです。 ないと思うので、まずそこがスタートではないかと感じました。 画というのは、4年間でこれをしますというマニフェスト的なものがあるから自己 私は県職員のときに三重県の政策評価システムの担当をしておりました。 総合計

### 首都圏連合議会のビジョン

て、道州制になった場合に議会はどういう形がいいのか。 次に提言の6、広域化への対応ということですが、 選挙のあり方も含めて議 ここは広域化を飛び越え

私は九州に住んでおりまして、九州道というと非常にイメージがわきやすいので

論を深めていければと思っております。

ジがわきにくいところもあって、正直、東京ではあまり議論が進んでいないと感じ 九州が独立すればいいのではないかと。 関東道というのか。そのときに首都東京をどう扱うの ただ、 関東になりますと、 か。 な か な 関東州とい か 1 ر ا

ております。

道州制の議論がもう1回起こるのではないか。 ですが、どんな知事の選び方があり、 先ほど控え室で新川先生からもお話がありました。今回の東北の地震 また議員はどのように選んでいけばいいのか。 具体的に関東州、 関東道でもい の関係で、 の

そのことについては第一人者が私の隣に座っておられますので、 松沢前知事から、

び方についてイメージを話していただければと思います。 これまで活動してきたことを踏まえて、 関東州知事の選び方、 関東州議会議員の選

道州制論者です。 難 しい質問に入ってきました。私は知事をやっておりましたが、 私はこの前の総選挙のときも、 道州制みたいな大きなテーマを政 根っ からの

普段から道州制を提案されているのではないですか。なぜ総選挙の前に動かないの 経団連も経済同友会も日本商工会議所も回りました。「皆さんは経済団体として、 策イシューにして国民の信を問わないとだめだということで、たいへん僣越ですが、 きな政治、 れで政権を取ったら、 総選挙で主要政党のマニフェストに道州制を盛り込んで信を問うべき。そ 、大きな改革をやっていかなければだめではないですか」と各経済団体を 国民のマンデート(支持)を得たのだから、それぐらいの大

にへばりつきますので、こういう改革はなかなか進みません。 るわけですから、 ただ、道州制の議論というのは、大胆な地方分権と霞が関の解体を同時進行でや 大変に大きな、日本の究極の構造改革です。平時はみんな既得権

回って要請したこともあります。

府県も小さすぎるから、自分たちで復興策を決めたり、 今回の震災対応を見ても、地元市町村はほとんど壊滅してしまっています。 財源を確保したり、 権限を 都道



なものをつくっていったほうがいいのではない対応の議論の中にも、将来的には道州制のよう方政府があれば、地域の事情に合わせてかなりこういう震災対応はもっと広域的で力のある地になって全然進みません。そういう意味でも、頼って、中央政府はやることが多くてパニック頼したりできないのです。みんな中央政府に行使したりできないのです。みんな中央政府に

きか。私も先ほど木下さんに言われて考えたの道州制ができたら、知事や議員をどう選ぶべ

す。

かという盛り上がりを期待したいと思っていま

るから、とにかくみんなで相談して、逆に誰も責任をとらなくてもいいような形に たいへん失礼な言い方をすると、いまの日本の国政は衆愚政治に陥っていると思い ですが、残念ながら議院内閣制は日本では本当にうまくいっていないと思います。 権限をうまく利用していないのです。権限の集中で勝手にやるのは独裁にな

して、「なあなあ」で政治をやっていこうという形になっているのです。

定していない中で、総理のリーダーシップを国民に求められてもできないのです。 党が怒って不信任案を出したらどうしよう。 合意が必要です。政権は与党と野党のバランスの上に乗っているわけですから、野 人たちが謀叛を起こして野党と組んだらどうしよう。自分の権限基盤がまったく安 ない。すぐ代えよう。総理大臣は自分が判断して決めるのではなくて、まず内閣の ですから、 国会議員が総理大臣を選びます。その総理大臣の人気がなくなったら選挙に勝て 一国あるいは自治体のリーダーは、国民や地域住民から直接選ばれた また与党の中にも反対派がいて、その

思います。 選ばれた首長は任期が4年間なら4年間、自分の権限で改革をバンバン進めること 臣を選べず、 4年後選挙に負けて、 ができるのです。でも、 次からは本当にまともな人を選ぼうというふうにどんどん進化していくわけです。 自分たちの責任も感じるわけです。ですから、 だと他人事みたいに批判するでしょう。しかし、これが首相公選制になって、皆さ ほうがいいと思います。選んだほうの責任も発生します。いま皆さんは直接総理大 とでは んが首相を選ぶようになったら、だめな政府を批判すると同時に、選んでしまった まず二元代表制のほうが政治は改革も進むと思いますし、権限の明確化というこ っきりしているので、道州制導入の際は州知事という形にしたほうがい ただ、 国会議員が選ぶから、 長期多選になると権力は腐敗しますので、 政権は代わるわけです。国民がそれを判断するわけです。 それが先ほど言ったようにおかしな失敗した改革であれば、 あんな総理をつくって、この国は 真剣に政治を考えるようになって、 当然多選禁止条例も併 メチ ャクチ

せてつくっていくということです。

道州制に進むには、各都道府県から議員を代表していく議会構成のあり方があって の改革は進みません。そういう意味では自分たちがこよなく愛していた県がなくな 東京にできていますし、いまの都道府県に愛着がありますから、なかなか道州制へ ので、学識の先生たちに議論をお任せしたいと思います。ただ、 ってしまう道州制はいやだという人も多いので、県という枠組みを大切にしながら では、州議会をどのように構成するか。これは私も専門的に検討したことがない 県人会もたくさん

会でいま知事同士の協議機関ができつつあります。関西広域連合議会というものが 合という言い方をしています。 は首都圏連合にしようと思っていました。1都3県の知事、あるいは関東地方知事 もいいと思っています。 最後に、 道州制というと名前だけで反対する人が出てきますので、 実は私が東京都知事選に出るときのメインのテーマ 私は首都圏連

ドをつくったらいいと思います。ボランティアでやるわけですから、 関西のほうで進められていると聞きましたが、将来的にはそういうものをつくって、 言われることはありません。そうすれば、 ランティアで首都圏の広域行政について、 東京都議会議員、 神奈川県議会議員、 都道府県会議員の皆さんがアピー 埼玉県議会議員、 、千葉県議会議員がボ . ル

か。 ながら、 味で広域的な議論をするのは都道府県会議員だと思いますので、 場も出てきま いらないと言うわけです。 いま神奈川県では政令市と県の対立もあって、政令市の議員たちは県議会議員は 俺たちのほうが広域でやっているのだと両方で言い合いしていますが、 そうすると、首長たちの協議会と連合議会ができて、 次に首都圏連合をつくる、 県議会議員は政令市の議員も基礎自治体の議員では 関東連合をつくっていく。そうやって地方側か 議会は議会の立場で議論するようなボー それが政策を議論 まず、 報酬が高いと 連合議会を あ る意 ない する

制を議論 らの広域行政、つまり道州制に向けての盛り上がりをつくっていって、 したときに、それならやってみようかとなるわけです。 国でも道州

みがあると、 行します。そういう意味でも、都道府県を一つ器に残して、議員を選んでいく仕組 国が道州制の仕組みを全部つくって、地方に押しつけるというのは地方分権に逆 一般の人たちも議論に入りやすいのではないかと思っています。

#### 関西広域連合と関西州

首長の選び方についてコメントをいただければと思います。 いるかということで、新川先生に関西の実情と、道州制になったときの議会の構成) ている関西が一番進んでいるのではないかと思います。どのようにいま進められて 道州制に行くまでの広域行政という点では、おそらく橋下大阪府知事が進め

新川

関西ではご承知のとおり2010年12月4日に関西広域連合が成立しました。

別のところにも入っていただいて、広域防災、 奈良県、 ご参加いただけておりません。一方、鳥取、 の発展型ということで設置されています。 これは現在の地方自治法の広域連合の制度、 三重県、 福井県という、当初から一緒に議論してこられたところは今回は ' 7府県が参加しております。 いわゆる従来からあった一部事務組合 観光、 残念な びがら

市町村 いております。そういう意味では、今回のような大きな問題について個別の府県や もありまして、 上げてきております。 特に今回の東日本大震災に当たりましては、防災問題の担当が兵庫県ということ では対応 い段階で北関東・東北各地への応援がスムーズに進んだという評価をい 関西広域連合の初動の応援体制づくりという点では、 しきれないところが、明らかにありそうだということ、そして先々 徳島という、従来のブロック分けでは 環境問題等々で一定の成果を 広域であれば ただだ

のこの国の発展のためにも道州制の問題は避けて通れないというのが、一つ大きな

議論になりつつあるのではないかと思っています。

関西州というのは、その意味では遠い目標ではありますが、一方でこの問題 戦略の担い手として、広域的な自治体の強化が必要だという議論をしてきました。 ていただけるといいのではないかと思っています。 わっている関西の一定の方々にとっては、喫緊の課題だと認識されている、と考え なモチーフとしてありました。そして、この都構想の中で言われてきた新たな開発 ものがありまして、 大阪 都構想自体も、 実は関西地域の経済発展戦略、あるいは関西の経済再生が大き 問題意識としては広域連合が持っております将来像と同様の に かか

足並みはそれぞれでございます。道州制についても府県合併を通じて、いまのよう ないかという中規模道州制の議論もございます。そもそも広域連合は道州制にはつ な10ぐらいのブロックではなくて、20~30ぐらいのブロックで考えてもいいのでは 広域連合がそのままスムーズに関西州になるかというと、これまた内部の

ならないところかと思っております。 ながらないはずだとおっしゃる方もいます。 ここは今後、 議論をしていかなければ

# 二元代表制に向けた二つの仕組み

新川 体となっていくのかというときに、大きな条件の一つは自治型の道州でなければな 少しお話しさせていただきたいと思います。松沢前知事がお話しになりましたよう らないだろうと思っています。その地域の住民を主権者として構成されるような自 道州制がこれからどのように、それぞれの地域の問題を解決していく力強い主 将来の道州制はどのようなガバナンスを考えるかのということについても、

治団体として、つくっていく必要があります。 点ではなかなかハードルが高いです。 そうすると、残念ながらいまの広域連合では、直接公選の議会等々を持つという 道州制は本来の自治の力を発揮していくため 97

政パフォーマンスは高いですから、ここを今後の道州でも考えていく必要は、 このところ見ていておわかりのとおり、やはり革新的な首長がおられる自治体の行 の団体としてしっかりつくっていく。そのための仕組みとして、大統領制ないしは 二元代表制は当然の選択肢だろうと思っています。実際に行政のパフォーマンスを 制度

具体的にどういう関係を考えていくのか。道は二つあると思っています。 そうした二元代表制ないしは首長と議会を置くような仕組みを考えていくときに、

的に重要度は大きいのではないかと思っています。

決機関は完全な議決機関にはならないということもあるのではないかと思っていま 機関と言いながら、 て執行機関の側にあります。執行機関からそういう権限を取り上げない限りは、 ていません。いまの仕組みでは予算を含めて専決処分や議案提案権はほとんどすべ 一つは、アメリカ大統領制のように可能な限り首長と議会の権限を分ける。 いまの地方議会は立法権限の中でも議決をする権限 しか発揮し

になってしまうだけだという議論はあるのではないかと思っています。 首長に予算の提案権があったりする仕組みでは、議決機関は議決しても形式的

任せするというフランスの制度もございます。首長は形式的に存在していても、 大統領制をとりながら、内政の一定部分については議会から選ばれる首相以下にお るのではないかという指摘もあります。諸外国にはそういう例もたくさんあります。 制のような形をとって、議会と首長との関係をもう少しバランスよくする方法もあ しかしもう一方で、このような完全な二元代表制に対して、首長を置いても内閣 議

代表性を、しっかり確保することが大事になってきます。これは間違いないところ 院内閣制型の運営体制をとることも十分に可能ではないかと考えています。 です。ただし、住民の代表をどういう形で具体的に議会に反映させるのかというこ そうしたときに議会をどう構成するか。基本はもちろん住民の代表機関としての

とが問題になるだろうと思います。

に政党や政策単位の選挙を導入していく必要は当然あるでしょう。特に道州のレベ ルになれば当然ですし、現実問題として府県のレベルでも十分可能だと思いますが、 いるのではないかと思っています。国で採っておられるような比例代表制、 私自身は、人を選んで、その人に負託するという仕組みにはそろそろ限界が来て 要する

政策のパッケージで選んでいくという仕組みが一つあるだろうと思います。

代表による議会と、地域代表による議会の二院制はどうだろうかということを提案 挙の制度にしていくというやり方もありますが、私はそれよりも地域代表的な院を しておりますが、そんな費用のかかることはやめてくれというお話もありましてな をどう考えるかということです。小選挙区と比例代表の両方をうまく結びつけて選 つくるような二院制を採るほうがいいかもしれないと思っています。 ただし、そのときに問題になるのは、それぞれの地域の特性、 、身近な地域の代表 要するに比例

かなか幅広く合意は得られておりません。

首長と議会がセットになって選挙を闘うというやり方はないだろうか。要するに、 含めて整理をする方法があると思っています。少しわかりにくい言い方をしますが、 もう一つだけ、このような政策と人のパッケージを、しかも首長と議会の関係も

的に評価されていくということになります。それは当然、次の選挙、 敗すれば、それは当然、政策パッケージと同じ意味を持ちますから、 緒にできる。しかも、このパッケージの選択をしてもらって、それが成功または失 案させていただいたことがございました。 入れるのか丸をするところ、その中のどの議員に票を入れるかというのを名前を書 首長と政党が共同してマニフェストを出し、有権者に選出の判断をいただく。した き入れたり丸をしたりする。そのような選挙を考えてみてはどうかということを提 がって、投票用紙にはどの首長に入れるかに丸をするところ、どの政党グループに 首長と応援する政党をパックにしますので、政党のパックと個人を選ぶことが一 あるいは内部 マニフェスト

ことを申し添えて、 分裂で再選挙される。イタリアの地方選挙でそういうやり方が採られているという 私の提案にさせていただきます。

## 目的意識を持ち、道を設計する

えた重点投資、大きな経済政策を打てるのではないかという議論がございます。 うな巨大な病院を2、3カ所つくって、その周辺に医療産業を誘致してはどうかと かと言いますと、 いうプランもあります。ただ、それには都道府県の利害をどう克服していくかとい 九州の事例で恐縮ですが、各県が持っている県立病院はかなりのベッド数があり 各地域に点在している県病院を大幅に縮小して、 ありがとうございました。改めてなぜ道州制の議会のあり方を議論している 道州制の一つのメリットとして、これまでの都道府県の圏域を越 2000ベッドを超えるよ

う問題があるわけです。

が、 持った人がいて、 るやり方をするのではなくて、迅速に対応するとなると、大統領的な強力な権限を かかわ そうなると、議員は従来の都道府県の枠で選ばれる人だけでいいのかという議論 必ず出てきます。 避けては通れないでしょう。そこで、いままでにはなかったこうした議論をさ るわけです。そうなると、道議員はどういう選挙で選ばれるのかという議論 議会は大きな方向性だけの議論をするとか、いろいろ制度設計に 特に道州制のメリットとして、 いまの国のように時間 が かかか

について議論をしていけば、議会のあり方、特に選挙のあり方は避けて通れないの ではないでしょうか。そう思ってこういう議論をさせていただいているところです。 おっしゃっていましたが、このような意見は、皆さん、いままで聞いたこともなか せていただいているところです。 ったと思います。しかし、道をどのような目的意識を持って設計するかということ 地方議会も二院制にする。コストがかかるという批判も受けていると新川先生は

# 重要なのはフォーラムとしての議会の活性化

ご専門の廣瀬先生からコメントをいただければと思います。

自治体を置きました。当然、それぞれが戦略を立てますから、成功する地域と相対 価されているところです。そうすると、 的には成功しないところがありますが、 統の中になかった広域の自治体をつくって成功したと言われている国がいくつかあ 広域で経済戦略を立てることが非常に大事だというお話がありましたが、伝 例えばフランスやイタリアなどは、広域の経済戦略を立てるために広域の それが成功の母体になったということは評 全体戦略を議論するフォーラムとしての議

の愛着は非常に強いわけです。 一方で、先ほど松沢前知事のお話にもありましたが、県という単位に対する人々 現 在、 東日本大震災のあとの避難所、 特に福島県内

会が不可欠だということだと思います。

ずは県の中にいたいということは非常に大きな選択になっているわけです。 に、どこまでならば行きたい、 のように一部の地域の市町村、 どこはできれば避けたいと思われるかというと、 領域から離れざるをえないような避難となったとき ま

実の狭間をどうやって政治的な代表が埋めていくか。アイデンティティに訴えかけ のグローバルな経済の中でよい戦略ができるかと考えると、そうではない。この現 々の生活感の中における領域のアイデンティティ。その一方で、県単位でこれから 県という領域と自分たちのアイデンティティはつながっているという関係性。

のある政策がどう打てるかということが問われるわけです。 つつも、 伝統的なアイデンティティのある地域とのつなぎ手という顔と、広域の全体性を 全体戦略をきちんとよく議論することによって、みんなにとってメリット

す。

例えば一つの制度の組み方としては、

持ったよい議論をするという、両面が担える人を選び出さなければいけな

それぞれの県を合わせるとすれば、 ゎ 地域 けで 105

そういう二院を構成することによって、全体の代表と地域代表が議論をし合うとい 代表が各県単位から出てきて、この人たちが連邦における参議院です。あるいは、 です。そして、人口に比例して、アメリカの下院の場合には全員が小選挙区です。 アメリカの連邦議会における上院の機能です。アメリカでは連邦の上院は州の代表

う設計をすることが一つ。

す。 席数は比例代表であり、選挙の中では顔を見て一人ひとりの候補者を選べるという 席が決まります。そして、比例の名簿の中からその議席を埋めていく。つまり、 選挙区の制度プラス各選挙区で各党の候補が取った票数を母体として、 両面を、 顔の見える関係の中で「この議員なら」「この人物なら」と人を選ぶ要素がありま もう一つは、選挙制度の中にも、政策をめぐる集団を選ぶ比例代表と、各地区で 例えば、英国におけるスコットランドの広域の議会はどうしているかというと、 何とか両立しようという選挙をやっています。これも一つの参考になるの 各政党の議 議

ではないかと思います。

どうつくるかは、 略をどこで皆で議論するかということについての支持をつくっていくことがカギで いうのは、そのあとで決めればいい事後的なテクニカルな問題であって、大きな戦 した道州制論は聞いたことがないのですが、私はむしろそこが大事ではないかと思 くことにつながりません。道州制を実現していくとすれば、そういうフォーラムを いと、広域で皆が生きていくのだという新しいアイデンティティをつくり出してい いずれにしても、 国の出先機関が結果的にどこの指揮系統に入って、どういう身分になると 非常に重要なポイントではないかと思います。あまり議会に注目 広域性を持った議論のフォーラムとしての議会が活性化されな

と、どんな州議会の選ばれ方がいいとお考えでしょうか。 すぐに具体的なことは言いづらいかもしれませんが、例えば関東州だとする

はないでしょうか。

狭い領域にするか、 都をどうするかという話がありますし、東京、神奈川、 実は関東というのは領域的に難しいところの一つではないかと思います。 もっと広げて関東州という形にするのかで、かなりイメージが 千葉、 埼玉という首都圏の 首

違ってくると思います。

る全体としての選挙での選び方がいいのではないかと思います。全体として、 うことでいうと、比例代表の票数によって議会の構成が決まるという選挙制度によ とではなくて、 ールズで行われている選挙区選挙と比例代表の両面を持ちながら、 私自身はイギリスでいろいろ研究してきた経験もあって、スコットランドやウェ 小選挙区プラス比例代表の制度が一つの選択肢ではないか。個人的にはそれが 例えば神奈川県では何党が何人、 関東全体において何党が何議席という形で比例代表制が決まるよう 何党が何人、 埼玉県域では……というこ 政策の選択とい とい

望ましいと思っております。

## 中選挙区制度へのノスタルジー

お願いしたいと思います。 ういう選挙で選ぶのかという議論はいままでほとんどなされてきませんでした。 かと思います。 パネリストの方で、これは言っておきたいということがございましたら、発言を いまのお話も、皆さんも、おそらく初めて耳にするような議論ではなかった 道州制にしたほうがいいとは言っても、道議会はどうするのか、 تع

中嶋 いいことは一つもなかったではないか、さらに道州制でどうなるのだとなるような 端的に申し上げますが、たぶん三重県で道州制の話をすると、 市町村合併で

は地域のために働いてほしいという思いも強くて、そういう意味ではかつての中選 雰囲気が、県民の間から起こるのではないかというのが正直なところです。 それと理屈も何もないのですが、県民の立場からすると、自分たちが出した代表

れば、 挙区がよかったというノスタルジーがずいぶんあります。もし選ぶということであ 県民 の 側からは、 中選挙区制度を支持する人が多いのではないかという感じ

# 首都圏連合の動きと、各知事の行動

は受けております。

と思います。 それでは、 質問あるいは意見のある方は挙手のうえ、ご発言をいただきたい

質問 ぞれが独自にこれからのことを考えているのではないかという気がしてならないの があるのではないかと。首都圏連合と言いながら、神奈川、千葉、埼玉、東京それ まりイメージがつかないのです。というのも、それぞれのイニシアチブの取り合い る気がするのですが、首都圏連合から道州制にそのまま移行していくというのはあ 1 関東州というものがもしできるとしたとき、いま広域連合が組まれつつあ

はどの程度までを想定されているの です。その辺、 松沢前知事にお伺いしたいのですが、本音としていまの首都圏連合 か。 その先の道州制までを見据えて、 それぞれ

の知事が行動されているのでしょうか。

の 1 道州制なんて絵空事で議論しているだけだ、 はないか、 だいたい3グループに分かれるのです。3分の1弱は、 って議論に参加しようという知事。ことほどさように広域自治の当事者である知事 いとだめだと考えている知事。もう3分の1は、自分は県知事として選ばれたのだ、 いくほうがいい、 強 これ が、 でもこんなものは自分が生きている間は無理だ、風見鶏でその具合によ 改革派と見られるには道州制の議論にも参加しておいたほうが - は関東に限ったことではありませんが、いま全国知事会の47人の知事は 自分の県はなくなってもかまわない、 絶対に反対という知事。 それぐらいの改革をやらな 思い切って道州制にもって 真ん中の3分 Ĺ١ L١ ので

も意見が分散化しているので、

なかなか進まないということもあります。

能の中枢と、 機能が集まっています。独自のテロ対策や警備も必要です。こういう行政や政治機 県境を越えたら規制が違うというのは、経済界などはやりにくくてしようがないわ 化しているし、通学や通勤の人たちも千葉、神奈川、埼玉、東京は一体化していま く言われます。東京は日本の首都だし、国会、霞が関、最高裁も含めて国家の中枢 ような道州制には与しない、ということです。これは道州制における東京問題とよ 本の経済は引っ張られてきているところがある。東京の位置づけがはっきりしない す。ですから、こういうところは環境政策や交通政策は連携してやってかないと、 すと、石原さんは首都圏連合には賛成です。 どうしてかというと、石原さんの言葉を借りると、東京の集積の強さによって日 そういう意味では、関東地方の知事もそれぞれ考え方は違います。名前を出しま だから、首都圏連合をやっていく。ただ、道州制には反対なのです。 大手町はじめ経済の中枢機能が集まっているから、日本の首都として 首都圏は、特に1都3県は経済も一体

の独特の自治が必要なのだと。だから、 まず東京をきちんと位置づけたうえでない

道州制の議論をやってもだめだというお考えです。

思います。 ど何も解決できない。だから、もっと思い切って広域化した道州制のほうがいいと 私は、 東京問題もあるけれども、広域行政として、 実は、 ほかの知事の中にも反対という人はいます。 都道府県では狭すぎてほとん

こんな状況です。

県が一緒になって、霞が関の権限はここまで下ろします、はい、スタートしてくだ 私は (道州制推進論者ですが、 いまの状況の中で、明日からこの県とこの県とこの

議員のほうでも本当に真剣に議論をしてもらわなければいけません。 から、 さいということにはならないわけです。 玉 が 5 年、 10年の議論が必要ですし、 平時の構造改革は一番難しいのです。 盛り上げていかなければいけないし、

のではなくて、

制度をつくり、国会議員中心の、霞が関の皆さんの議論を地方に押しつける 地方から広域行政をもう1回、改革しないと地域づくりはうまくい です 113

かないし、私たちの生活は豊かにならない。そのための動きを地方側から起こして いかないと、

道州制は議論が進んでいきません。

対して、 ガスの規制をやろうとしました。環境省にいっても、 た。 ているわけです。だから、神奈川、埼玉、東京、千葉でようやく条例をつくりまし の改革ができるという実例をつくることです。例えば、石原都知事がディーゼル排 っても、 そこで一番わかりやすい議論として、1都3県が連携して取り組めば、これだけ 空は神奈川も千葉もつながっています。トラックだって首都圏全体を動い 霞が関の縦割りでまったくうまくいかない。では、東京だけでやろうと思 国土交通省や経済産業省が反

ま必要なのかということが地域の住民に伝わりやすいような事例をつくっていかな を議論するボードがあれば、おそらく1年でできます。広域でやることがいかにい あのとき石原さんが提起してから3年かかったけれども、首都圏連合というそれ

ければいけない。そのためにはいま、首都圏という枠が一番わかりやすい。

味で、 せることで、 きます。ですから、広域の経済圏と広域自治体の機能をきちんとオーバーラップさ 制の議論になると、いや、うちは関東ではないですからということでまず逃げてい っていきたいと思っています。 くことにつながるのではないか。このような思いで1都3県の首都圏のほうからや っていって、できれば議会のほうも一緒になって、連合で議論できるボードをつく っていく。それで個別具体的なテーマを実践に移して、改革の成果を上げていくこ 実は、 1都3県による首都圏連合を将来は地方自治法上の広域連合みたいな形にも 広域行政を皆で考える、 関東地方知事会には山梨と静岡と長野も入ってきます。 環境問題も経済戦略もわかりやすく推進できるわけです。そういう意 つまりは将来の道州制に向けて議論を盛り上げてい このあた りは道州

### それぞれの地域に成長戦略を

活性化していくのか。そのいずれを予想されているのか。 に州ごとにいろいろ競争したり、特徴が出てきたりして、 東州ができたときに人口や経済、 質問2 いま お伺いしていて基本的な興味というか疑問が生じたのですが、 いろいろな投資がますます集中していくのか。 地域を含めて日本全体が 特に関 逆

となれば、 っていくわけです。 くと思 んと道州制の制度に組み込まれていれば、だんだん首都圏への集中はなくなってい を教えていただければ助かります。 自分たちで規制をつくり、法的権限を使って自分たちの地域おこしができる ίÌ 私は道州制の制度を今後つくっていくときに、大胆な地方分権の制度がきち 、ます。 東京に頼らなくてもすむのです。そういう形の道州制になっていれば、 霞が関や東京へ来ないと何も進められないという陳情政治もなくな 九州は九州で、北海道は北海道で自分たちで財源を考え、税を 特にそれについて考え方

とになると思います。 だんだん道州分散型の国土が形成されていって、 地方のことは地方で決められるこ

な形の道州制ができて、 題だけで、 ですけれども、 れていないと、 ただ、道州制というものが単に四つか五つの県を集めるだけという、エリアの問 いまの東京一極集中は続いてしまいます。そうなると非常に ιJ

新川 西州に向けての努力の中でできあがってきた関西広域連合の底流にある考え方でし たちで何もできないままで終わってしまいます。 そして、 関西は少なくとも江戸時代、文化・文政に至るころまでは日本経済の中心でし ſΙ まのご質問と松沢前知事からのお話は、 霞が関の権限が道州、あるいは州の中でも地方自治体にきちんと分権さ 最近まで東京と並ぶ経済力もあったはずだったのに……というのが、 四国や中国は道州制になっても、相変わらず財政が厳しくて、自分 関東州だけはものすごい財政と力を持って、たいへん失礼 ここがポイントだと思います。 まさに関西州の目的、 あ る いは関 がつ

多くの関西人の思いでもありました。

そのために世界の先進地域も含めて見ていったときに、広域の地方政府が経済開発 面での強力な権限を持つことが基本になるのではないかというのが、私どもの認識 てそれぞれの地域が成長戦略を持つことができるのかが、大きなポイントでした。 この道州制の議論において、 あるいは関西広域連合もそうですが、どのようにし

ら縮 関です。それをどこまで分権化し、それぞれの地域が独自の戦略を立てることがで はないか。それぞれの地域が切磋琢磨していく状態をつくっていくことが、これか きるようになっていくのか。それが実は日本全体を活性化することにつながるので 残念ながらいま、 「小社会が予想される日本にとっても重要ではないかというのが関西での願いで わが国のマーケットを基本的にコントロールしているのは霞が

もありました。

おっしゃっていたような将来を展望したしっかりとしたフォーラムで、 な先端技術への投資というところで若干の連携の動きが出始めています。早急に道 現実問題として、 もちろん関西広域連合がこのまま道州制になるかどうかわかりません。ただし、 先ほどご指摘いただいたような基盤整備の問題、 あ るい は 集中的

治体がやる仕事のお金はファイナンスできない、どうするのですか、それを地方自 体が言っているように、税を取る権限を地方自治体にお渡ししたとしても、 ような機運が盛り上がってくるのではないでしょうか。その中で先ほど廣瀬先生が 州制が実現するとは思っておりませんが、広域的な連携の深まりの中で徐々にその いのです。 できる。そういう姿が出てくることを願っているところです。 それは何かというと、 地方分権の議論を財務省の人などと話していると、必ず言われることがあり 8兆円の仕事をやるのに4兆円しか税収が入ってこない。いま地方自治 いま国は必要な仕事のファイナンスが全然できていな 政策議論が ſ١

治体の皆さんはよく考えていないのではないかということを必ず言われます。

私

になりますが、その前は公務員しかしたことがありませんでした。稼がないとつぶ 体はたぶん工夫しないのだろうということです。私はいま民間人として働いて5年 ことも分権ではすごく大事なことではないかと思っております。 ような制度になってしまいました。ですから、つぶれるという仕組みを入れていく のです。夕張のおかげで、つぶれそうになる前に国が「何をしているのだ」という れるという恐怖をこの5年味わっております。だからこそともかく一生懸命水面下 で足をグルグル動かして前進しております。いま自治体はつぶれることもできない !がいまのご質問に関連して思うことは、つぶれる制度にしておかないと、

論を出すパネルディスカッションではないという形で進行させていただきました。 では、これにてパネルディスカッションを終わりにしたいと思います。今日は結

自治

域行政をにらんで議会の強化につながればと思っております。 はなくて、 ゾロゾロ出てくる、それでいいのだろうかと。そう言われないためにも首長だけで これから知恵を絞ってい 先ほど申しあげたように自治体は仕事をファイナンスするだけのお金がありません。 われることがあります。分権するとメチャクチャになるぞ、必ずつぶれる自治体が 議会のほうもますますしっかりやっていただいて、 かなければなりませんが、霞が関と議論していると必ず言 さらには道州制と広

### 新川 達郎(にいかわ・たつろう)

同志社大学大学院総合政策科学研究科教授

1950年生まれ。1981年 早稲田大学大学院政治学研究科博士後期課程満期退学。東北大学大学院情報科学研究科助教授などを経て現職。専門は行政学、地方自治論、公共政策論。LLP 議員力検定協会共同代表、NPO 法人日本サスティナブル・コミュニティ・センター代表理事、大阪府自治制度研究会座長など幅広く活躍中。

### 廣瀬 克哉 (ひろせ・かつや)

法政大学法学部教授

1958年生まれ。1987年 東京大学大学院法学政治学研究 科博士課程修了。法学博士。専攻は行政学、地方自治。 法政大学法学部助教授、ロンドン大学政治経済学院客員 研究員を経て現職。日本行政学会理事、日本自治学会理事、 自治体学会運営委員・企画部会長、自治体議会改革フォー ラム呼びかけ人代表、議員力検定協会共同代表などを兼 務。

### 牧瀬 稔 (まきせ・みのる)

財団法人地域開発研究所主任研究員

1974年生まれ。法政大学大学院人間社会研究科博士課程修了。博士(人間福祉)。民間企業、横須賀市都市政策研究所、(財)日本都市センター研究員を経て、現職。法政大学大学院政策科学研究科兼任講師などを兼務。専門は、自治体政策学、地域政策、地方自治論。公的活動としては、横須賀市土地利用調整審議会委員(委員長職務代理者)、足立区区民評価委員会委員(分科会長)、加西市総合計画審議会会長、吉川市総合振興計画審議会会長をはじめ、新宿区、戸田市、春日部市、熱海市、三芳町等の政策アドバイザーなどを兼務。

### 松沢 成文 (まつざわ・しげふみ)

### 前神奈川県知事

1958年生まれ。1982年 慶應義塾大学法学部卒。松下政経塾に入塾後、米国ワシントン D.C. にて、ベバリー・バイロン連邦下院議員のスタッフとして活動。1987年 神奈川県議会議員に立候補し、県政史上最年少で当選。以降、衆議院議員3期、神奈川県知事を2期務める。この間、党派を超えて「郵政民営化」などの構造改革や「多選禁止条例」「受動喫煙防止条例」の制定をはじめとする全国初の先進的な取り組みを推進。

### 木下 敏之 (きのした・としゆき)

### 前佐賀市長

1960年生まれ。1984年 東京大学法学部卒業。元農林水産省職員。1999年から2005年まで佐賀市長を務める。当時、38歳で県庁所在地最年少市長。市長退任後、東京財団にて地方議会改革、首長と議会の関係について研究。行政刷新会議の事業仕分けにも仕分け人として参加。現在、IT と省エネの二つのベンチャー企業の取締役としてビジネスを行う一方、道州制の実現を目指して福岡市にて政治活動中。

### 中嶋 年規(なかじま・としき)

### 三重県議会議員

1966年生まれ。1988年 米国オハイオ州トレド大学留学、1991年慶應義塾大学経済学部卒業。1991年三重県庁入庁。主に産業振興分野、企画分野、行政改革分野を担当。2003年三重県議会議員初当選。健康福祉常任委員会副委員長、教育警察常任委員会委員長など歴任。2007年2期目当選、2011年3期目当選。現在、自由民主党三重県連青年局長、三重県議会改革推進会議幹事長などを兼務。

### 第81回 シンポジウム

### 地域主権時代の 地方議会のあり方

2011年9月27日発行

編集 21世紀政策研究所

〒100-0004 東京都千代田区大手町1-3-2 経団連会館19階

TEL 03-6741-0901 FAX 03-6741-0902

ホームページ http://www.21ppi.org

